

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う課外活動に関する対外試合等の指針

令和3年10月18日

山梨大学新型コロナ感染症対策本部会議

山梨大学（以下「本学」という。）では、課外活動について、対策が十分に取られていると本学が認めた課外活動団体に関し、この対策を遵守することを条件として活動を許可しています。

活動の許可を得た課外活動団体が、学外の団体等と合同で実施する試合、大会等（以下「対外試合等」という。）に参加しようとする場合は、原則下記の参加要件をすべて満たし、本学が許可したものに限り、参加を認めることとします。

記

1 参加要件

- (1) 主催者が各種スポーツ団体・連盟等明確であり、対外試合等に関する新型コロナウイルス感染防止対策を十分にとっていると本学が判断したものに限ること。
 - (2) 宿泊を伴わず、日帰りで行うこと。
 - (3) 感染状況に応じてキャンパス（甲府・医学部）毎に個々に判断したことに従う。
- ※上記3要件を満たせない場合には、個別に相談の上、許可を得ることができる。

2 参加申請

- (1) 提出書類
 - ① 対外試合等参加申請書（別記様式）
 - ② 対外試合等の実施要項等（対外試合等の概要・参加者・新型コロナウイルス感染防止対策が確認できるもの）
- (2) 提出期限
許可を必要とする日の1週間前まで
- (3) 提出先
教学支援部学生支援課学生支援グループ（Y号館2F、7番窓口）
医学域事務部学務課学生グループ（管理棟1階）